

学校給食における放射線影響対策の取り組みについて

1 県立学校における測定等の取組み

学校給食のより一層の安全・安心確保のため、学校給食を自校調理で実施している県立学校（特別支援学校 8、夜間定時制高等学校 3）に測定機器を設置し、平成 24 年 6 月から自校における食材の測定のほか測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じての測定を行っている。

(1) 測定機器設置校【自校で学校給食等調理を実施している下記 11 県立学校】

盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、久慈拓陽支援学校、気仙光陵支援学校、杜陵高等学校、盛岡工業高等学校、釜石高等学校

(2) 測定対象

流通市場を通じない食材（産地直売所や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等）で給食に使用予定であり、かつ使用量の多い食材。

(3) 測定核種

セシウム 134、セシウム 137

(4) 基準値を超えた場合の対応

県立学校が、給食で使用する予定の食材について放射性物質濃度の測定を行い、再検査（国が定める食品中の放射性物質の基準値の 1/2 以上の値が出た場合に、県の検査機関で精密検査を実施）においても、国が定める食品中の放射性物質の基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しないものとする。

(5) これまでの測定実績

平成 24 年 12 月末日までに、64 検体の測定を実施しており、（依頼測定を含む）12 月末日までに基準値を超えた事例はない。

2 学校給食モニタリング事業の実施

提供後の学校給食一食分についてのモニタリング検査の実施により、学校給食における放射性物質の有無や量について把握・分析し、より一層の学校給食に対する安心の確保につなげていくことを目的として、文部科学省の委託を受け平成 24 年 9 月から事業を開始。

平成 24 年 12 月までのモニタリング検査においては、いずれの施設においても放射性物質（セシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131）は「不検出（検出限界値未満）」の結果であった。

(1) モニタリング対象市町村（施設）

紫波町、大船渡市、大槌町、普代村、県立前沢明峰支援学校

※実施市町村等は、希望調査及び地域バランス等を考慮し選定。

(2) 検査期間

平成 24 年 10 月～平成 25 年 2 月（2 学期～3 学期 冬季休業中は除く）

検査は、隔週ごとに実施し、原則として全施設が同時期に行う。

(3) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器

3 市町村の測定体制整備についての支援及び連携等

(1) 測定体制整備支援等

平成 23 年度に、市町村が検査体制整備のために機器を購入する際の費用を助成する補助金制度を創設し、20 市町村が補助金を活用し測定機器を平成 24 年 8 月までに整備、順次測定を開始している。

なお、県の補助制度を活用せず、市町村独自に測定機器を整備した市町村（8 市町村）においても、測定を実施している。

(2) 連携

市町村において実施している給食食材の事前測定において、基準値の 1/2 以上が検出された場合は、県教育委員会を通じて、県の検査機関に依頼し速やかな精密検査を実施することとしている。